

## 資格喪失事由

「被保険者から脱退の申し出があり、健保組合が受理したとき」による申し出方法

### 1. 脱退（資格喪失）日

被保険者からの申出書を当健保が受理した翌月 1 日

※脱退（資格喪失）日は資格喪失証明書にてご確認ください。

＜申し出の例＞ 1 月 1 5 日に当健保が申出書を受理→ 2 月 1 日脱退（資格喪失）

※申出書の投函日・当健保の受理日・脱退（資格喪失）日について

当健保の受理日をもって脱退（資格喪失）日が確定しますので、ご注意ください。

申出書の投函日	当健保の受理日	脱退（資格喪失）日
月末近くのとき	当月末日までに受理	翌月 1 日
	翌月 1 日以降に受理	翌々月 1 日

### 2. 申し出の方法

脱退（資格喪失）を希望される方は、「資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書」を印刷し、必要事項を記入のうえ、当健保レセプト管理センターに郵送してください。

（印刷ができない方は、当健保レセプト管理センターにご連絡ください。）

※保険料を前納している場合でも申し出が可能。

申出書	任継 被保険者	「 <u>任意継続被保険者</u> 資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書」 (PDF 158KB)	申出書郵送時に 健康保険証は 添付不要
	特退 被保険者	「 <u>特例退職被保険者</u> 資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書」 (PDF 159KB)	
送付先	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-8-1 2 アテンド オン タワー 8 F 東芝健康保険組合レセプト管理センター 宛		

### 3. 資格喪失証明書の郵送と健康保険証の返却

資格喪失証明書は脱退（資格喪失）日以降に登録の住所に郵送しますので、次の健康保険制度の加入手続きに必要な場合は、ご使用ください。

また、当健保の健康保険証（70 歳以上の方は高齢受給者証含む）は同封されている返信用封筒に入れ、5 日以内に必ず返却してください。

#### 【 注意事項 】

- ・申出書を当健保が受理後に申し出の取り消しはできません。
- ・申出書を当健保が受理した月の保険料が未納のときには、喪失事由「保険料が期限までに納付されなかったとき」に該当し、納付期日の翌日で脱退（資格喪失）になります。
- ・被保険者が資格喪失した場合は被扶養者を含め全員の資格がなくなります。
- ・前納等で資格喪失月以降の保険料が既に納付済みの場合には、後日、登録の口座に金融機関を通じて還付（返金）します。  
また、月払いのとき、保険料引落処理日程との関係から脱退（資格喪失）日後に保険料が口座引き落としになる場合があります。その際にも資格喪失月以降の保険料は、後日、登録の金融機関を通じて還付（返金）します。
- ・健康保険証は脱退（資格喪失）日の前日までは使用できますが、脱退（資格喪失）日以降は使用できません。資格喪失後の医療費・健診費用（東芝健保負担分）は後日請求します。

以上

東芝健康保険組合レセプト管理センター：TEL 045-470-3225